

条例第8号

宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル<u>以内</u>のものには支給しない。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路_____を利用し、かつ、その運賃又は料金_____を負担することを常例とする職員</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の用具_____を使用することを常例とする職員</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときは、_____退職手当を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル<u>未満</u>のものには支給しない。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路<u>(第3号において「交通機関等」という。)</u>を利用し、かつ、その運賃又は料金<u>(第3号において「運賃等」という。)</u>を負担することを常例とする職員</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の用具<u>(次号において「自動車等」という。)</u>を使用することを常例とする職員</p> <p><u>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときは、<u>当該職員（死亡による退職の場合には、その遺族）</u>に退職手当を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。